

平成31年度

労働行政のあらまし

徳島労働局は、厚生労働省の徳島県における総合労働行政機関として、「働き方改革」を重点として取り組むことにより、労働環境を整備し県民のワーク・ライフ・バランスの実現と企業の生産性向上の取組を推進します。

平成31年度、徳島労働局が取り組む重点施策を中心に取りまとめました。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

第1 労働行政の最重点施策	1
第2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等	1
第3 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化	6
第4 労働保険適用徴収業務の適正な運営	10
● 県民のキャリアステージに合わせた4行政重点対策	11
● 徳島労働局の組織と仕事	13
● 労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の管轄等	14



徳島労働局

労働基準監督署
公共職業安定所
(ハローワーク)

第1 労働行政の最重点施策

徳島労働局が、平成31年度において総合労働行政機関として、最も重点を置いて取り組む施策は、次の項目です。

1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

各企業が「働き方改革」を着実に進めることを支援することにより、長時間労働を抑制して年次有給休暇を取得しやすく、雇用形態に関わらない公正な待遇が確保される、働きやすい職場環境作りを促進します。特に、中小企業・小規模事業者を中心に相談窓口や各種助成金の積極的活用を通じて、生産性の向上や賃金引上げ、非正規雇用労働者の処遇改善等の支援を行います。

長時間にわたる過重労働及びこれによる健康障害を防止するための窓口指導や監督指導に加え、企業からの相談内容に沿って働き方改革への取組を支援します。

また、健康で安全な労働環境を整備するため、「13次防とくしま計画」に基づき、労働災害防止対策及び健康確保対策を推進します。

これらを重点として取り組むことにより、労働環境を整備し、県民のワーク・ライフ・バランスの実現と企業の生産性の向上の取組を推進します。

2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

建設、介護分野等、雇用吸収力の高い分野については、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進します。

女性がその意欲や能力を十分に発揮でき、仕事と育児や介護を両立できる職場環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法の確実な周知及び履行確保を図ります。

障害者の活躍促進については、徳島県や地域の関係機関と連携し、多様な障害特性に応じた就労支援を推進します。

高齢者が年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を実現するとともに、再就職を希望する高年齢求職者に対する再就職支援を強化します。

若者・就職氷河期世代に対する就労支援として、適切な職業選択の支援に関する措置等を総合的に講ずることにより、能力を有効に発揮できる環境を整備します。

求人者及び求職者の訓練ニーズを把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る計画を策定し、公的職業訓練等の周知・広報に係る取組を推進します。

第2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

1 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

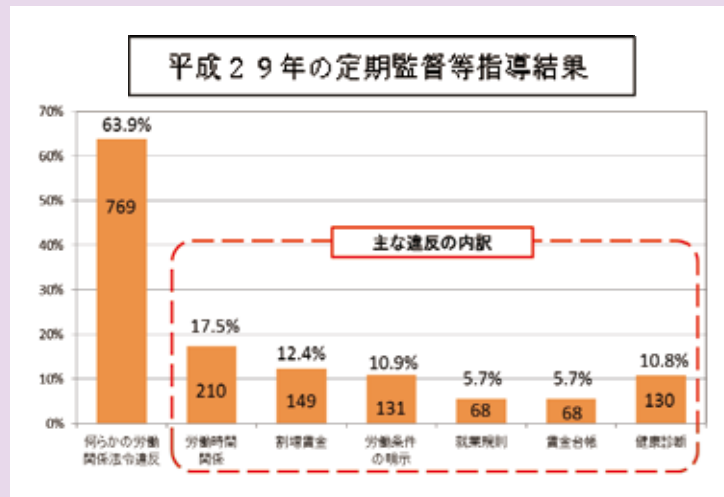
働き方改革の実行に向けて、「徳島働き方改革推進支援センター」において、中小企業・小規模事業者等を中心に支援を実施します。

企業における「働き方改革」の着実な実行を促進することにより、労働環境の整備を図るとともに、中小企業・小規模事業者を中心に相談支援や各種助成金等の活用を通じ、生産性の向上や賃金引上げ等の支援を行います。

2 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等

ア 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

- 罰則付きの時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定等が盛り込まれた、働き方改革関連法の適正な履行確保に向けて、事業主等に対して法制度の周知を図ります。
- 長時間労働の是正、過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。また、時間外労働協定を適正に締結するよう関係労使に周知するとともに、1か月に80時間を超える時間外・休日労働の疑いがある事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。
- 労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、厳正に対処します。
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行い、労働時間管理の適正化を啓発し、賃金不払残業の防止を図ります。
- 「労働時間相談・支援班」が、中小規模の事業場に対し、働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、きめ細かな相談・支援等を行います。
- 技能実習生を含めた外国人労働者を使用する事業主等に対し、労働基準法令の周知を図ります。



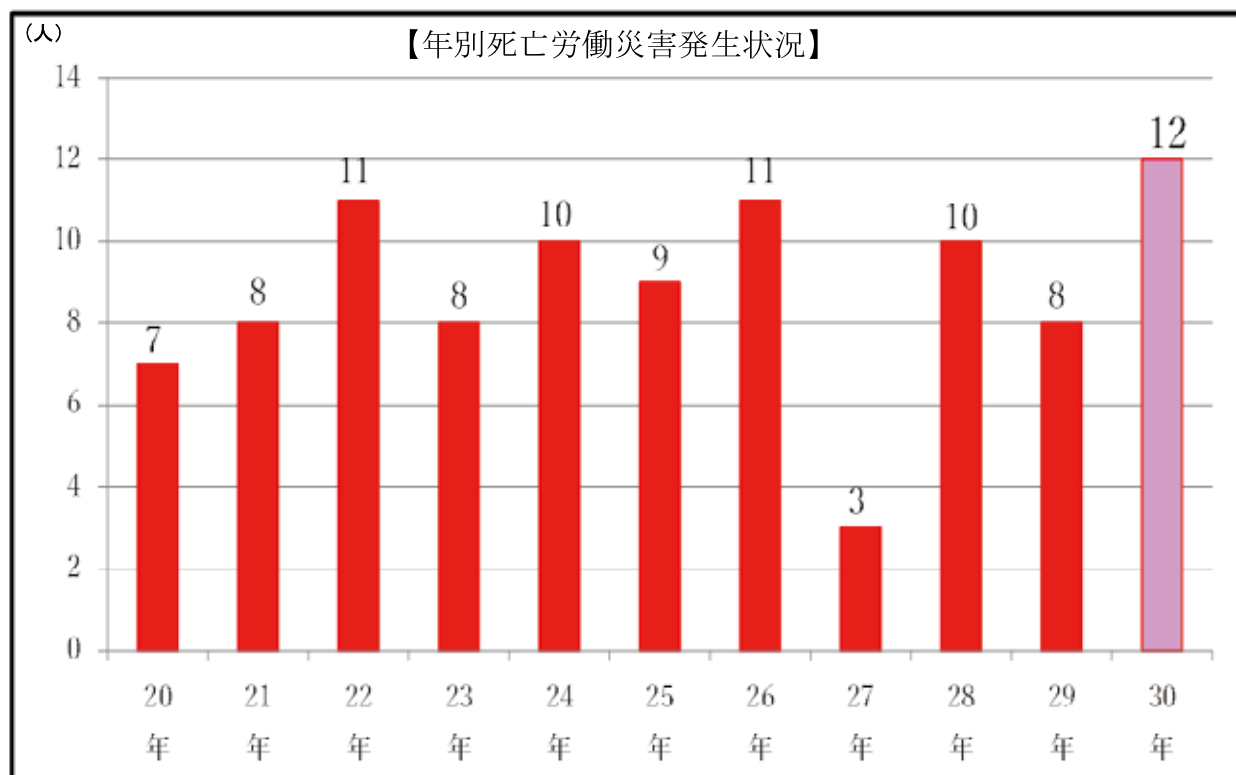
イ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- 働き方改革関連法による改正労働基準法が施行されたことを踏まえ、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、各企業における「働き方改革」を促進します。
また、企業における取組の好事例等について、他の企業の取組の参考となるよう「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し積極的に紹介します。
- 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制や、非正規雇用労働者の処遇改善等の対応に向けて、労務管理に関する技術的な相談支援を行うため「徳島働き方改革推進支援センター」において、中小企業に対する相談支援を実施します。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」の積極的な企業訪問により、「働き方改革」の必要性やその方策について説明するとともに、労働時間等の設定改善のための助言・指導等を実施します。
- 地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される「徳島雇用政策協議会」を継続的に開催し、働き方改革関連法の内容、中小企業・小規模事業者への支援等について、情報を共有し、連携を図って県内事業所への支援を進めます。

ウ 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

(ア) 死亡災害の減少を図るための対策の推進

13次防とくしま計画では死亡労働災害の撲滅を最重点事項としていますが、平成30年は12人と平成19年以降で最多となったことから、2年目となる平成31年度は、同計画で設定した減少目標の達成に向けて、建設業、製造業、林業を中心に死亡労働災害の撲滅に取り組みます。



(イ) 労働者の健康確保対策等の推進

改正安衛法により、産業医・産業保健機能の強化や長時間労働者の健康確保の強化が図られることについて周知徹底するとともに、その遵守を指導します。

産業医未選任事業場に対しては的確に指導するほか、選任義務のない労働者数50人未満の事業場に対しても、健康管理を担当する医師や保健師の選任に努めるよう指導等を行います。また、産業保健総合支援センターの活用について周知し利用を勧奨します。

引き続き、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策を推進し、労働環境の整備・改善を図ります。

(ウ) 災害の増加や減少がみられない業種等への対応

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、この10年間800人前後で推移し、ほぼ横ばい状態となっています。13次防とくしま計画で設定した死傷者数の減少目標の達成に向けて、災害が多発している業種（第三次産業・道路貨物運送業等）などに対して指導を実施します。

エ 労災補償対策の推進

(ア) 労災保険給付決定の迅速・適正な処理

- 労災保険の請求については、被災者等の早期救済を図るため、計画的・効率的な調査を行い迅速な処理に努めるとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
- 労災保険の窓口においては、相談者、請求人への懇切丁寧な説明対応に努めます。

(イ) 労災保険給付の適正管理

- 労災診療費については、適正払いを徹底するため、労災指定医療機関に対する労災診療費算定基準の周知・指導の徹底を行うとともに、誤請求の多い項目の重点審査等、必要な対応を図ります。
- 第三者行為災害等に係る適正な債権管理については、当該債権を時効により消滅させることが無いよう、求償すべき債権を的確に徴収決定するとともに、徴収決定した債権についても定期的に納入督促等の必要な措置を講じます。

3 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

「パートタイム・有期雇用労働法」及び改正労働者派遣法の円滑な施行に向け、法及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等の周知徹底を図り、改正法に沿った取組を支援します。

平成30年4月以降、本格化している有期契約労働者の無期労働契約への転換申込みについて、改正労働契約法の趣旨を踏まえた対応が行われるよう、使用者及び労働者等に対して、あらゆる機会を捉えて周知を図ります。

4 総合的なハラスメント対策の推進

- 職場内での様々なハラスメントを未然に防止するために一体的な取組を行うよう周知を図るとともに、相談には適切に対応します。
 - ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応
 - ・職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策の推進
 - ・職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進
 - ・職場のパワーハラスメント対策の周知・啓発

5 個別労働関係紛争の解決の促進

- 労働者と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）を、①から③の制度により解決を図ります。
 - ① 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談を、専門の相談員が受けています。
 - ② 助言・指導制度
解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者による自主的な解決を促す制度です。
 - ③ あっせん制度
労働問題の専門家（弁護士等）が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度です。

▶▶ 総合労働相談コーナー ◀◀

	所在地	電話番号
徳島労働局 総合労働相談コーナー	〒770-0851 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4 階 徳島労働局雇用環境・均等室内	088(652)9142
徳島総合労働相談コーナー	〒770-8533 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎1階 徳島労働基準監督署内	088(622)8138
鳴門総合労働相談コーナー	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜馬目木119-6 鳴門労働基準監督署内	088(686)5164
三好総合労働相談コーナー	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-12 三好労働基準監督署内	0883(72)1105
阿南総合労働相談コーナー	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎3階 阿南労働基準監督署内	0884(22)0890

6 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立を支援するため、徳島産業保健総合支援センターや関係機関と連携し、両立支援ガイドラインや企業・医療機関連携マニュアルなどの周知を図ります。また、徳島県地域両立支援推進チームの構成機関との連携強化により、県内の両立支援の取組を促進します。

7 生産性の向上の推進

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の中小企業・小規模事業者が、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資等の一部を助成します。

8 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知徹底等）

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして一層適切に機能することが必要です。このため経済動向及び地域や産業の実情を踏まえ、審議にあっては情報提供や意見交換を十分に行い、徳島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等について使用者団体、労働者団体及び地方自治体の協力を得て、使用者・労働者等に周知し、遵守の徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行います。

徳島県内で適用される最低賃金

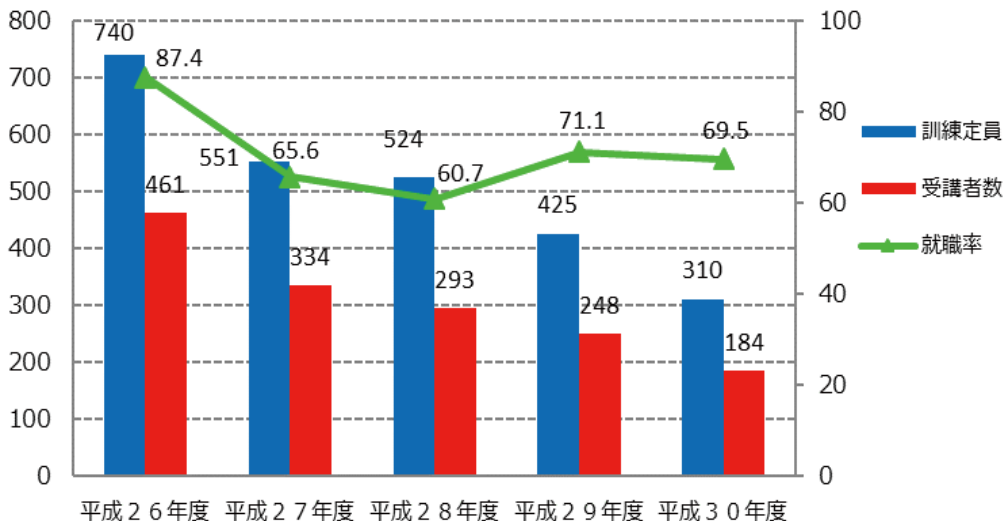
件名		時間額	発効日
徳島県最低賃金		766円	平成30年10月1日
特定最低賃金	造作材・合板・建築用組立材料製造業	857円	平成30年12月21日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	900円	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	862円	

第3 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

1 人材確保支援の総合的な推進、地域雇用対策の推進

- 福祉、建設、警備、運輸分野等、雇用吸収力の高い分野については、「人材確保対策コーナー」を中心に、地方公共団体や地域の関係機関とも連携しつつ、当該分野への就職支援を行うとともに、求人充足を支援します。
- 人材確保等支援助成金の活用により建設、介護分野等の雇用管理改善の推進等の実施、また、求人受理や求人充足サービス等のあらゆる機会を活用し事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進します。
- 徳島県による産業施策と一体となった雇用創造の支援を行い、良質で安定的な正社員雇用の機会創出及び確保に向けた地域雇用対策の取組を推進します。求職者支援訓練については、自治体からの要望に即して訓練科目を設定する「地域枠」を効果的に活用し、地域のニーズを踏まえた人材育成を行い、就職支援につなげていきます。
- UIJターンの推進として就職説明会への誘導や地方就職・地方移住に関する情報の収集、地方就職希望者への効果的な情報提供を図ります。

(人) 求職者支援訓練における就職率の推移 (%)

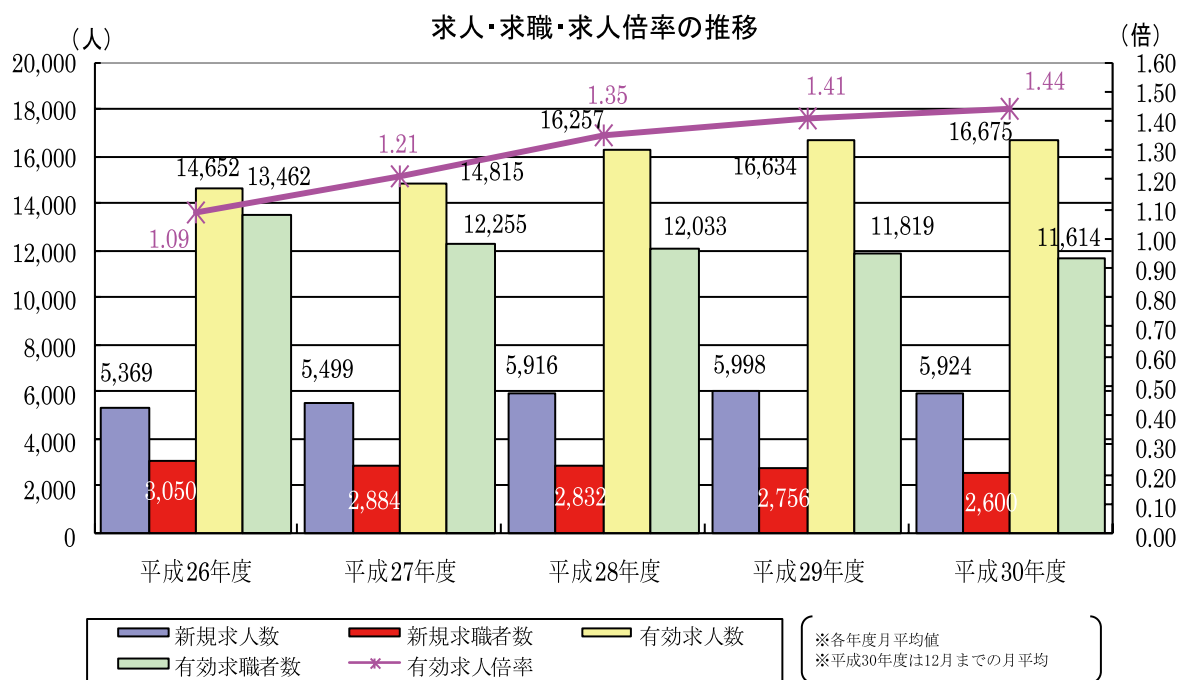


※平成30年度の訓練定員、受講者数は30年12月末までに開講したコースの集計です。

※就職率については、27年度より修了3か月後の就職を雇用保険適用就職（雇用保険が適用される条件で就職し、かつ雇用保険資格取得がなされている就職）で6か月後に算定しています。従って、27年度は27年4月から9月に修了した訓練に係る就職率、28年度、29年度は前年10月から当年9月に修了した訓練に係る就職率です。30年度は29年10月から30年6月に修了した訓練に係る就職率です。

2 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

- 「年齢にかかわらず転職・再就職者の受け入れ促進のための指針(平成30年厚生労働省告示第159号)の周知により転職・再就職者の受入れ促進の機運の醸成を図ります。
- ハローワークのマッチング機能に関する業務の成果を表す指標等を設定し機能強化を図ります。
- 「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードについて、関係機関との連携の下、より一層の着実な活用促進を図るとともに、好事例の把握・普及に努めます。



3 女性の活躍推進等

- 女性活躍推進法に基づく取組については、助成金の活用や個別訪問等の支援を行い、努力義務とされている中小企業においても行動計画策定等に積極的に取り組み、さらに多くの企業が、「えるぼし」認定申請に向けて取り組むよう、認定基準について周知を図ります。
- 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重され充実した職業生活を営むことができるよう、計画的な報告徴収の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。
- 母子家庭の母等の雇用対策として家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、職業訓練制度や各種雇用関係助成金の活用、8月の児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体に所の臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。
- 女性のライフステージに対応した活躍支援としてマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーを設置し、必要に応じ安全サポートスタッフを配置する等子ども連れで来所しやすい環境を整備した上で、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行います。

4 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

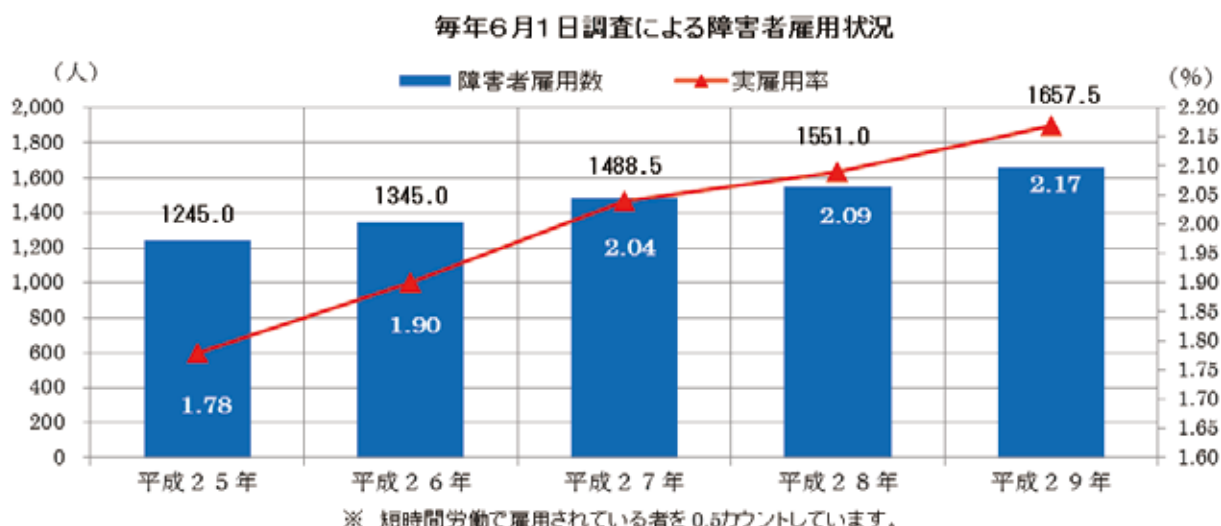
- 男女を問わずすべての労働者が仕事と生活を両立しながら、キャリア形成を進められるよう、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の周知啓発を行うとともに、報告徴収の実施により、法の履行確保を図ります。
- 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、「女性の活躍・両立支援サイト」や両立支援等助成金の周知を図り、活用を促します。
- 多くの企業が次世代育成支援対策推進法に基づく取組を行い、「くるみん」及び「プラチナくるみん」認定取得に向けた取組を行うよう、認定基準等について、中小企業に対する特例も含め、周知を図ります。

5 外国人材受入れの環境整備等

事業所訪問計画のもと、雇用管理の改善に係る指導等を行い、外国人労働者の適切な雇用管理の確保等を図ります。また、外国人雇用状況届出制度の適切な運用、外国人労働者の雇用管理改善の促進などの指導等を行います。

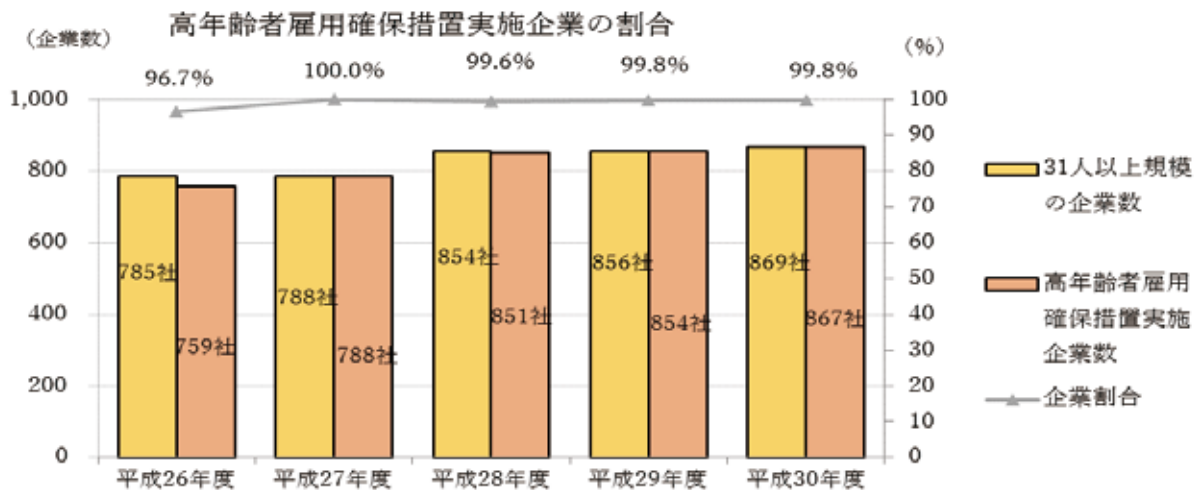
6 障害者の活躍促進

- 平成30年4月から法定雇用率が2.2%に引き上げられたこと等により、国及び地方公共団体、民間企業において、法定雇用率未達成企業等が増加していることから、雇用ゼロ企業を主とした未達成企業等の解消を図ります。
- 多様な障害特性に応じた就労支援の推進のため、精神障害者トータルサポーターの活用による求職者支援、事業主支援を行い、職場定着推進事業として「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します。
- 就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施、「ふれあい就職面接会（障害者就職面接会）」の開催等により障害者の就職促進を図ります。
- 「徳島労働局雇用移行推進計画」を策定し、企業就労理解促進事業及び職場実習推進事業の実施を図り、中小企業に重点を置いた支援を実施します。
- 関係機関等と連携し、的確な職業訓練の受講あっせんや訓練修了者に対する就職支援の強化に努めるとともに、情報提供等により円滑な運営ができるよう支援します。



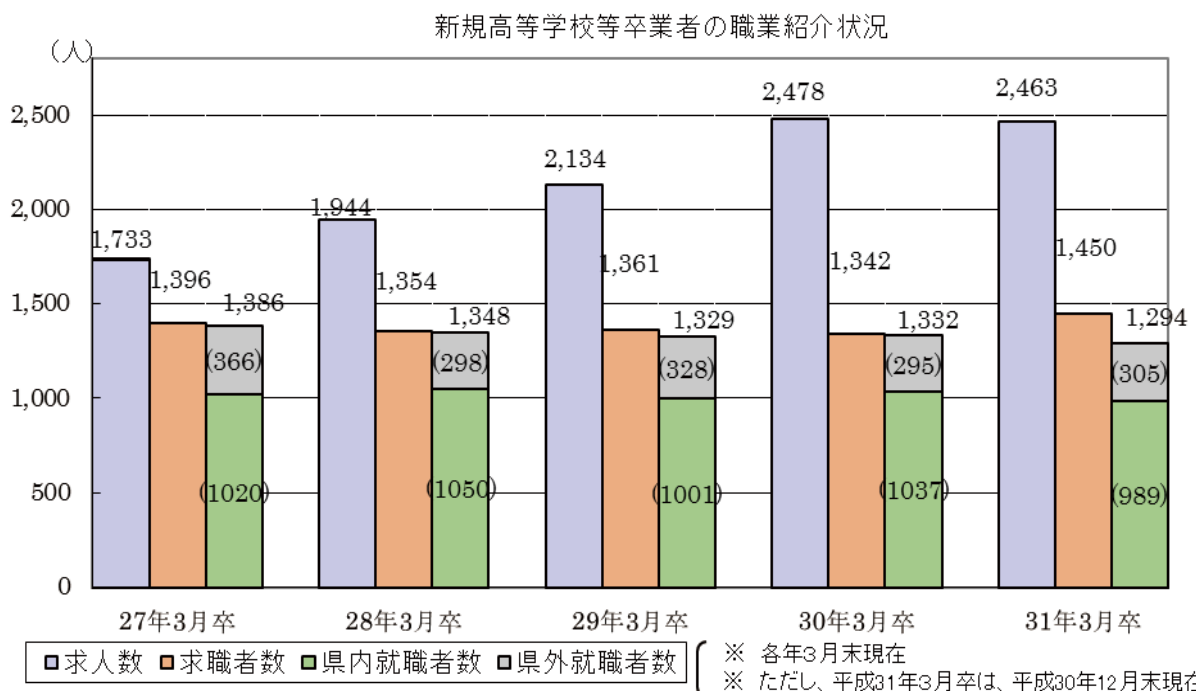
7 高齢者の就労支援・環境整備

- 「高年齢者雇用安定法」に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主への助言・指導を実施し、企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進等を図ります。
- 高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、ハローワーク徳島に設置している「生涯現役支援窓口」においてチーム支援を実施し、特に65歳以上の高年齢求職者への再就職支援を強化します。
- シルバー人材センターとの連携強化により、地域に密着した就業機会を確保し、雇用・就業の場の拡大を図ります。また、人手不足分野等での就業に必要な技能講習等を実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」や、身近な地域において高年齢者の雇用・就業の機会の確保や就労促進を図る「生涯現役促進地域連携事業」、企業等に対する高年齢者雇用の必要性やメリットの周知・広報、職場見学等を行う「高齢者スキルアップ・就職促進事業」を実施します。



8 若者・就職氷河期世代に対する就労支援等

- 新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供及びユースエール認定制度等の取組を引き続き促進するとともに、所における一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理を引き続き実施します。
- 学卒全員正社員就職に向け、心理的サポートも含めたより早期からの総合的な支援等を行うとともに、新卒者の希望にマッチした求人確保や人手不足業種など採用意欲のある企業と学生とのマッチングなどにより、就職支援を強化します。
- フリーター等の正社員就職の支援として、わかもの支援コーナー等において、就職支援ナビゲーター等の担当者制による個別相談等きめ細かな就職支援に取り組むとともに、各種施策の活用等により、就職支援の充実を図ります。
- 若年無業者等の社会的・職業的自立のため関係機関との連携により支援を推進します。



9 生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進

生活保護受給者等の生活困窮者に対して、徳島市に設置している常設窓口や各ハローワークが実施する巡回相談を活用し、就労による自立を促進します。

10 重層的なセーフティネットの構築

ア 雇用保険制度の安定的運用

求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であることを踏まえ、雇用保険受給資格者の早期再就職を図ります。また、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等の雇用保険の制度目的の達成のため、失業等給付の適正給付に努めます。

イ 公的職業訓練を活かした就職支援

職業訓練が必要な者に対して、積極的な制度の周知、誘導を行うとともに、訓練受講前におけるキャリアコンサルティングから、訓練修了者に対する就職支援を一貫して行うことにより、就職率の向上を図ります。

11 人材育成の強化

○ 平成30年9月にハロートレーニングをはじめとした人材開発施策全体の認知度及び関心度向上のための広報活動に協力するため任命された、「ハロートレーニングアンバサダー」や、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」、ロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）、職業訓練ジャー（当局訓練室キャラクター）を活用し、徳島県や関係機関と連携の上、公的職業訓練の周知・広報に努め、人材開発施策全体のさらなる利用促進を図ります。

○ 地域における求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、徳島県と連携して策定する総合的な計画に基づき、求人者・求職者のニーズに沿った訓練の機会の確保に努めます。

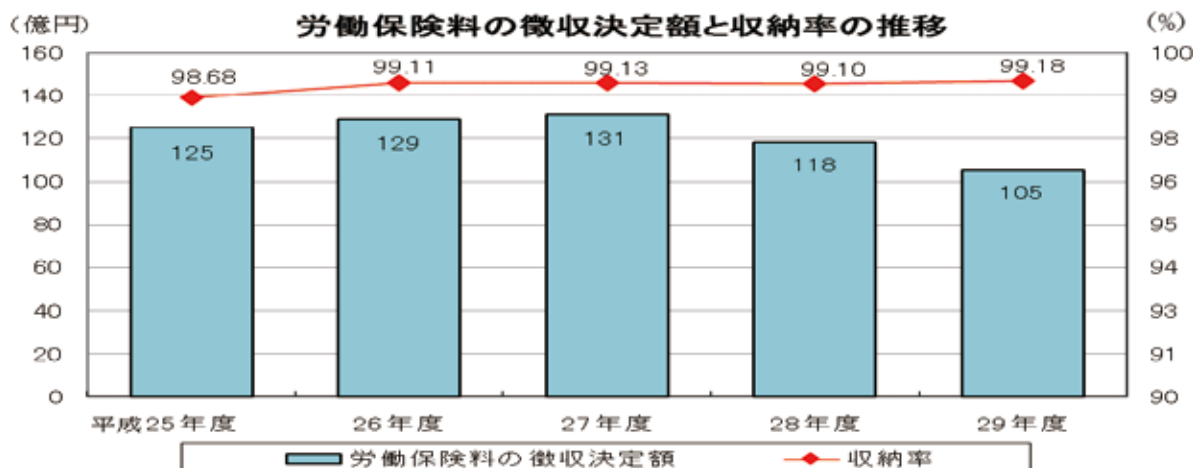
第4 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減



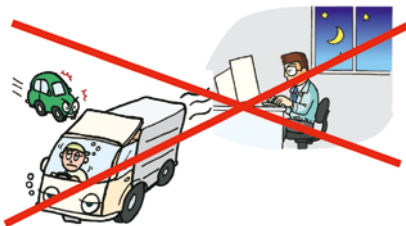


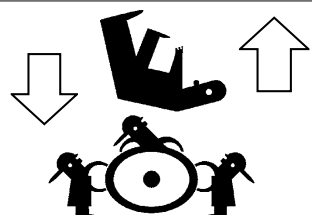
- 未手続事業場の情報を関係団体等との連携により正確に把握を行い、労働保険加入の文書勧奨や手続き指導等を行うことにより適用促進に努めます。
- 労働保険料・一般拠出金の自主申告、自主納付の徹底を図るとともに、高額滞納事業場、長期滞納事業場等の滞納整理を実施して収納未済歳入額の縮減に努めます。また、差押えを実施すべき事業場に対しては厳正に対処します。

2 電子申請の利用促進等

- 事業主の方が行う行政手続コストの軽減のため、電子申請及び口座振替納付の利用促進に当たり、あらゆる機会を活用して周知を行います。



県民のキャリアステージに

	若年者	年齢区分なし
就職活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学生への就職支援 〔ジョブサポーターによる個別支援や 大学への出張相談 「徳島新卒応援ハローワーク」の機能強化 大学等における労働法制及び職業倫理の周知〕 ○ 高校生への就職支援 〔ハローワークによる高校と連携した就職支援〕 ○ 若者と中小企業のマッチングの強化 〔「ユースエール認定企業」の情報発信〕 ○ フリーター等の正規雇用の実現 〔就職支援ナビゲーター を活用した個別支援〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正な採用選考システムの確立 ○ 介護・医療・保育職種等の人材確保に向けた支援の強化 ○ 生活保護受給者等を含めた生活に困窮する者への就労支援の強化 ○ 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援 
就労中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働条件の確保・改善対策の推進 〔過重労働による健康障害防止、法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、労働時間管理の適正化・賃金不払残業の防止、解雇・雇止め・賃金不払事案等への的確な対応、改正労働契約法の周知、「労災かくし」の排除、自動車運転者の労働条件確保・改善対策の推進、看護師等医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組〕 ○ 最低賃金の周知及び遵守の徹底 ○ 労働災害の減少を図るための対策の推進 〔業種横断的な取組：高年齢労働者の労働災害防止対策、転倒災害防止、交通労働災害防止対策、非正規労働者労働災害防止対策 重篤度の高い重点業種：製造業、建設業 労働災害多発重点業種：第三次産業、道路貨物運送業〕 ○ 労働者の健康を確保するための対策 〔化学物質等による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、石綿対策、腰痛・熱中症対策、職場における受動喫煙防止対策〕 ○ 労災保険給付 仕事中又は通勤途中の労働者の負傷や疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行います。 	  
離職		<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険制度によるセーフティネットの確保 ○ 求職者支援制度による<u>第二のセーフティネット</u>

合わせた4行政重点対策

年齢区分なし		高年齢者		
障害者	女性	非正規雇用労働者		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の採用ニーズ、就労ニーズを踏まえたマッチング機能の強化 ○ 障害特性に応じたきめ細かな支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てする女性等に対する再就職支援の充実 ○ 募集・採用時における男女雇用機会均等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ支援 ○ ジョブ・カード制度の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高年齢者の職業生活の再設計に向けた支援や担当者制による支援など再就職支援の充実 ○ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 	就職活動中
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者基本法に基づく障害者の自立及び社会参加の促進  <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・民間団体との連携による障害者虐待防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法の実効性の確保 ○ 女性活躍推進法の履行確保 ○ ポジティブ・アクションの推進 ○ 職場におけるハラスメント対策の推進 ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣労働者等の労働条件確保対策及び労働者派遣事業の適正な運営の促進 ○ パートタイム労働法の履行確保 ○ 均等・均衡待遇及び正社員化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労確保 	就労中
<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業法の履行確保 ○ 次世代育成支援対策推進法の履行確保 ○ 働き方の見直しの推進 ○ 雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施 ○ 労使間の個別の労働紛争について、助言やあっせんにより解決を図ります。(解雇、雇止め、パワーハラスメント、労働条件の切下げ、退職強要等) 				
<p>※ 就業と生活の安定を守る制度の第一は、雇用保険制度であり、生活保護制度が最後のセーフティネット（安全網）といわれます。その中間を補完する制度として整備されたのが、第二のセーフティネットです。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 解雇や雇止め等労使間の個別の労働紛争について、助言やあっせんにより解決を図ります 		離職

徳島労働局の組織と仕事

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎

(TEL・FAXの市外局番は「088」です)

総務部

総務課 (4階)

TEL 652-9141
FAX 652-3404

予算、決算及び会計、職員の人事、給与、研修、情報公開など

労働保険徴収室 (1階)

TEL 652-9143
FAX 624-0468

労働保険の適用、労働保険料の徴収など

雇用環境・均等室 (4階)

TEL 652-2718
FAX 652-2751

女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進
働き方改革、広報、局内の総合調整など

労働相談用

TEL 652-9142

総合労働相談、個別労働紛争解決

労働基準部 (1階)

監督課

TEL 652-9163
FAX 622-3570

法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整など

健康安全課

TEL 652-9164
FAX 622-3570

労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境の改善など

賃金室

TEL 652-9165
FAX 622-3570

最低賃金・最低工賃の決定、賃金統計調査など

労災補償課

TEL 652-9144
FAX 622-3570

労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策など

職業安定部 (4階)

職業安定課

TEL 611-5383
FAX 622-2448

職業紹介、職業指導、雇用保険給付、新卒者の雇用対策など

需給調整事業室

TEL 611-5386
FAX 622-2448

労働者派遣事業及び民間職業紹介事業の指導監督など

職業対策課

TEL 611-5387
FAX 622-2448

障害者・高齢者の雇用対策、地域対策、雇用管理の改善、各種助成金による雇用支援など

助成金センター

TEL 622-8609 (第2地方合同庁舎)
FAX 622-8620

各種助成金による雇用支援など

訓練室

TEL 652-9145
FAX 622-2448

求職者支援制度及び公共職業訓練など

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の管轄等

● 労働基準監督署 ●

署名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
徳島	〒770-8533 徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎1階	TEL 088-622-8138	徳島市 小松島市 吉野川市 名東郡 名西郡 勝浦郡
鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字馬目木119-6	TEL 088-686-5164	鳴門市 阿波市 板野郡
三好	〒778-0002 三好市池田町字マチ2429-12	TEL 0883-72-1105	三好市 美馬市 三好郡 美馬郡
阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎3階	TEL 0884-22-0890	阿南市 那賀郡 海部郡

● 公共職業安定所(ハローワーク) ●

所名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域	
ハローワーク徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1丁目5	TEL 088-622-6305	徳島市 名東郡 名西郡	
駅のハローワーク	学卒・若年者部門	TEL 088-623-8010		
	徳島新卒応援ハローワーク	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61 (徳島駅クレメントプラザビル5階)		TEL 088-623-8010
	マザーズコーナーとくしま	TEL 088-611-1211		
事業主支援コーナー (徳島労働局助成金センター)	〒770-8533 徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎3階	TEL 088-622-8609		
ハローワーク小松島 (徳島公共職業安定所小松島出張所)	〒773-0001 小松島市小松島町外開1-11	TEL 0885-32-3344	小松島市 勝浦郡	
ハローワーク三好	〒778-0002 三好市池田町字マチ2429-10	TEL 0883-72-1221	三好市 三好郡	
ハローワーク美馬	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字東分5	TEL 0883-52-8609	美馬市 美馬郡 阿波市のうち阿波町	
ハローワーク阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎1階	TEL 0884-22-2016	阿南市 那賀郡	
ハローワーク牟岐 (阿南公共職業安定所牟岐出張所)	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	TEL 0884-72-1103	海部郡	
ハローワーク吉野川	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島388-27	TEL 0883-24-2166	吉野川市 阿波市 (阿波町を除く)	
ハローワーク鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字権現12	TEL 088-685-2270	鳴門市 板野郡	

労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

所在地

(ハローワーク)

